

令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省7(Ⅲ－3－2))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)	被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること(施策目標Ⅲ－3－2) 基本目標Ⅲ:働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標3:労働災害に被災した労働者等に対し必要な保険給付を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること		担当 部局名	労働基準局 総務課過労死等防止対策推進室 労災管理課 補償課 安全衛生部計画課 人材開発統括官特別支援室	作成責任者名	総務課長 松下 和生 労災管理課長 宮下 雅行 補償課長 黒部 恭志 計画課長 佐藤 俊 特別支援室長 山口 泰久
施策の概要	労働者災害補償保険法第29条に基づき、被災労働者の社会復帰の促進及び援護、労働災害の防止等を図るために、社会復帰促進等事業として、 ① 被災労働者の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業(アフターケアの実施、義肢・車椅子等の購入費用等の支給 等)、 ② 被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業(労災重度被災労働者に対する介護の実施、労災就学等援護費の支給 等)、 ③ 労働者の安全及び衛生を確保するために必要な事業(第3次産業労働災害防止対策支援事業、産業保健活動総合支援事業費補助金、未払賃金の立替払事業 等)、 などの諸事業を行うもの。 ただし、③については、施策目標Ⅲ-2-1「労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進すること」に含まれている。					
	【医療リハビリテーションセンターについて】 労働災害等による四肢・脊椎の障害、頭部外傷等により中枢神経麻痺などの障害を被った労働者に対し、高度かつ専門的な医療水準の治療及び医学的リハビリテーションを行うため、独立行政法人労働者健康安全機構が医療リハビリテーションセンターを設置・運営している。					
	【アフターケア制度について】 症状固定後の被災労働者に対し残存する障害の特質から、身体及び精神に動揺を来したり、障害に付随する疾病を発症させるおそれがある場合に、被災労働者の社会復帰を促進するため、アフターケアとして予防その他の保健上の措置を実施している。 支給要件を満たす者にアフターケア手帳の交付事務を行い、被交付者は、当該手帳を労災指定医療機関に提示することで、アフターケアを受けることができる。					
	【義肢・車椅子等の購入費用等の支給について】 業務災害等により四肢を失った者や身体機能を失った者が義肢等補装具業者との契約により義肢等補装具を注文、製作等した場合において、その費用を被災労働者又は委任された義肢等補装具業者に対し支給している。					
	【労災特別介護施設について】 国が全国8か所に設置した労災特別介護施設(ケアプラザ)において、在宅での介護を受けることが困難な労災重度被災労働者(傷病・障害等級が第1級～第3級に該当する労災年金受給者)に対し、その傷病・障害の特性に応じた専門的な施設介護サービスを提供するとともに、当該施設を利用して短期滞在型介護サービスを提供している。					
	【労災就学援護経費について】 労働災害による重度障害者、長期療養者及び遺族であって、本人又は生計を同じくする子等に係る学費等の支弁が困難であると認められる方に、以下の労災就学援護費を支給している。 ①小学生……在学者1人につき月額16,000円(一人月額) ②中学生……在学者1人につき月額21,000円(通信制課程に在学する者にあっては18,000円)(一人月額) ③高校生等…在学者1人につき月額20,000円(通信制課程に在学する者にあっては17,000円)(一人月額) ④大学生等…在学者1人につき月額39,000円(通信制課程に在学する者にあっては30,000円)(一人月額) ※いずれも令和7年度の月額。					
施策を取り巻く現状	・特殊疾病アフターケア実施費 アフターケア手帳交付者は38,023名おり、支給対象者等からのアフターケア委託費の支給件数は346,693件であった。うちせき髄損傷(32.9%)が最も多く次いで外傷による脳の器質的損傷(19.3%)、外傷による末梢神経損傷(12.2%)、振動障害(9.0%)と続いている。(令和5年度) ・労災診療被災労働者援護事業補助事業費 被災労働者は労災指定医療機関において労災診療費の現物給付を受けているが、近年、労災指定医療機関への支払件数は260万件を超え増加傾向となっている。引き続き、被災労働者が現物給付を受けることにより安心して療養できるよう、労災指定医療機関制度を確保・維持することが必要であることから本事業により支援していく必要がある。 ・労災就学等援護費 現状、労災就学等援護費の受給対象者数は現状7,000名程度で推移しているところ、これらの者が労働災害を原因として就学や就労が不可能となることのないよう、引き続き、社会復帰促進等事業に関する検討会において有識者の意見をいただきながら、適切に制度運用を行っていく必要がある。					
施策実現のための課題	1	被災労働者の保護のためには、労災保険給付による迅速かつ公正な保護に加え、円滑な社会復帰を促進することが重要である。				
	2	被災労働者及びその遺族の援護のためには、これらの者が労働災害を原因として生命・生活の維持が困難となったり、就学、就労が不可能とならないようにするが重要である。				
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係			達成目標の設定理由		
	目標1	迅速なアフターケア手帳の交付、高度専門的な医療の提供等により、被災労働者等の円滑な社会復帰の促進等を行う。			・被災労働者等の円滑な社会復帰の促進を図るためには、労災保険給付を補完するものとしてアフターケア手帳を迅速に交付すること、高度専門的な医療を提供すること等が必要であるため。 ・なお、社会復帰促進等事業は多数の事業を抱合したものであるため、特に予算が多く投入されている以下の事業について評価をすることとしている。 独立行政法人労働者健康安全機構運営費交付金に必要な経費 特殊疾病アフターケア実施費 義肢等補装具支給経費	
	(課題1)					
	目標2	迅速な労災就学等援護費等の支給、被災労働者の疾病・障害の特性に応じた介護サービスの提供等により、被災労働者及びその遺族の援護を図る。			・被災労働者及びその遺族の援護を図るためには、労災保険給付を補完するものとして学資の支弁に充てる費用など必要な費用を迅速に支給すること、専門的な介護サービスを行うこと等が必要であるため。 ・なお、被災労働者等援護事業は多数の事業を抱合したものであるため、特に予算が多く投入されている以下の事業について評価をすることとしている。 労災特別介護援護経費 労災就学援護経費 労災診療被災労働者援護事業補助事業費	
	(課題2)					

達成目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度						
○ 1	医学的に職場・自宅復帰可能である医療リハビリテーションセンターの退院患者の割合(アウトカム)	90%	平成28年度	90%	毎年度	80%	80%	80%	80%	90%	四肢・脊椎の障害、頭部外傷等による中枢神経麻痺などの障害を被った被災労働者の円滑な社会復帰を促進すべく、医療リハビリテーションセンターで専門的な治療及び高度な医療水準のリハビリテーションを提供することにより、医学的に職場・自宅復帰可能状態となる患者の割合を増やす必要があるため。なお、治療を継続すべきである患者の数は当該指標に含めない。 (参考) 令和6年度実績値89.9%は分母:退院患者数(79人)、分子:医学的に職場・自宅復帰可能である患者数(71人)から算出したもの。	本指標は医療リハビリテーションセンターが提供する医療の質のみならず、対象患者の傷病の重症度など、予測困難な要因にも左右されることから、入院患者の重症度如何にかかわらず確実に達成すべき数値目標として80%以上として設定していたところであるが、過去10年間における実績の平均値は90.6%と目標値を約10ポイント上回る水準で推移しているところである。そのため、脊髄損傷疾患のリハビリテーションの模範となるよう、より質の高い医療を提供し、被災労働者等の円滑な社会復帰促進を目指すという観点から、本指標の目標値を過去10年間の実績平均に準じた90%以上とすることとした。
						90.4%	93.2%	93.9%	89.9%			
2	アフターケア手帳の交付申請及び通院費の請求から決定までに要する期間が1ヶ月以内であったものの割合(アウトカム)	88%	平成28年度	80%	毎年度	80%	80%	80%	80%	80%	アフターケア手帳の交付及び通院費については、症状固定後も後遺症状に動揺をきたし、後遺障害に付随する疾病を発症させる恐れのある20の傷病を対象として、被災労働者の円滑な社会復帰を促進する観点から医療機関での診察や薬剤の支給及び検査等に必要な経費を支給しているところであり、申請から決定までを迅速に処理することが必要であるため。 (参考) 令和6年度実績値80.0%は分母:アフターケア手帳交付申請とアフターケア通院費の支給申請の件数(4,304件)、分子:受付から1か月以内に決定された件数(3,444件)から算出したもの。	標準処理期間(1か月)を定めた本省通達を踏まえ、都道府県労働局では重点課題として、業務実施計画等において標準処理期間内の迅速・適正な処理を行うことを定めているところ、例年の実績に鑑み目標値を設定している。
						80.1%	80.0%	80.1%	80.0%			
(参考指標)						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	選定理由	
3	医療リハビリテーションセンター((独)労働者健康安全機構)と職業リハビリテーションセンター((独)高齢・障害・求職者雇用支援機構)との職業評価会議(運営協議会、OA講習を含む。)の実施件数(アウトプット)					17回	17回	21回	21回		医療リハビリテーションセンター((独)労働者健康安全機構)が職業リハビリテーションセンター((独)高齢・障害・求職者雇用支援機構)と職業評価会議を開催し、個々の患者のリハビリテーションの評価を行い、患者毎のリハビリーションのプログラムの改良及び退院後のケア(OA講習等)を実施することが、専門的な治療及び高度な医療水準のリハビリテーションの提供に資するため、参考指標として設定した。なお、患者へ手厚いケアを行うとともに社会復帰の促進を図るため、少なくとも月1回は、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する国立吉備高原職業リハビリテーションセンターと情報共有を行う必要があると考え、年間12回以上、職業評価会議を実施している。	
4	義肢等補装具の購入等に係る申請及び旅費の請求から決定までに要する期間が1ヶ月以内であったものの割合 (アウトカム)					95.8%	96%	95.5%	95.8%		業務災害等により四肢を失った者や身体機能を失った者の早期社会復帰を図るために、身体機能を補完・代替するための義肢、装具、車椅子等を支給するところであり、申請から決定までを迅速に処理することが必要であるため。 (参考) 令和6年度実績値95.8%は分母:義肢等補装具の購入、修理及び旅費の支給申請の件数(9,085件)、分子:受付から1か月以内に決定された件数(8,709件)から算出したもの。	

達成手段1 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等	行政事業レビューシート予算事業ID
		予算額	予算額				
		執行額	執行額				
(1)	障害者職業能力開発校整備等 (昭和22年度)	※	※	※	—	※	002453
		※	※				
(2)	外科後処置費 (昭和23年度)	※	※	※	—	※	002458
		※	※				
(3)	義肢等補装具支給経費 (昭和25年度)	※	※	※	—	※	002459
		※	※				
(4)	特定疾病アフターケア実施費 (昭和43年度)	※	※	※	2	※	002460
		※	※				
(5)	特別支給金 (昭和49年度)	※	※	※	—	※	002455
		※	※				
(6)	独立行政法人労働者健康安全機構運 営費交付金に必要な経費 (平成16年度)	※	※	※	1	※	002454
		※	※				
(7)	独立行政法人労働者健康安全機構施 設整備に必要な経費 (平成16年度)	※	※	※	—	※	002472
		※	※				
(8)	社会復帰特別対策援護経費 (平成17年度)	※	※	※	—	※	002461
		※	※				
(9)	CO中毒患者に係る特別対策事業経費 (平成18年度)	※	※	※	—	※	002462
		※	※				
(10)	労災疾病臨床研究事業 (平成26年度)	※	※	※	—	※	002473
		※	※				

達成目標2について												
測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度						
5	労災特別介護施設の入居者に対するアンケート調査で、介護サービスが有用であった旨の回答をした入居者の割合(アウトカム)	93.5%	平成28年度	85%	毎年度	90%	90%	90%	90%	85%	労災特別介護施設は在宅での介護が困難な労災重度被災労働者(傷病・障害等級が第1級から第3級に該当する労災年金受給者)に対し、その特性に応じた専門的な介護サービスを確実に提供することにより、労災重度被災労働者の生命・生活維持に必要な援護を図ることを目的としている施設であり、入居者が満足できる質の高いサービスを提供することが、被災労働者等の援護にとって必要であるため、介護サービスの有用性を指標とした。 (参考) 令和6年度実績値92.7%は、分母:アンケート総回答数(各設問への回答(「満足」・「まあ、満足」・「やや、不満足」・「不満足」・「どちらともいえない」から一つを選択する)のうち、「どちらともいえない」を除いたもの)の件数(12,364件)、分子:有用の評価を示す回答(「満足」もしくは「まあ、満足」と答えたもの)の件数(11,459件)から算出したもの。	入居者からのニーズは多岐にわたり、施設運営においては相当な努力が必要であるため、例年目標値を90%にしていたが、アンケートの集計方法を見直すため85%とした。アンケートの類似の設問をまとめるなどの見直しを行うとともに、これまで「どちらともいえない」という回答を分母に含めていなかったが、より実態に近い評価を反映するため、「どちらかといえば満足」「どちらかといえば不満足」に分類し、全ての回答を分母に含めるよう見直しを行うこととしているが、これに対し、介護・看護及び財務分野に詳しい有識者で構成した当事業の評価等検討会の委員から「見直しにより総回答数が増加し、有用度評価が低下することが十分に想定される」等の指摘を受けたことから、目標を85%以上に変更した。
						94.0%	93.7%	92.6%	92.7%			
6	労災就学等援護経費の申請から決定までに要する期間が1ヶ月以内であったものの割合(アウトカム)	85.5%	平成28年度	80%	毎年度	80%	80%	80%	80%	80%	労災就学等援護経費は支給対象者等から申請があった際に、審査し、支給する事業であるから、迅速に処理することが、被災労働者及びその遺族の援護にとって必要であるため。 (参考) 令和6年度実績値84.8%は分母:申請件数(600件)、分子:1ヶ月以内の処理件数(509件)から算出したもの。	就学等援護経費を適切に支給するためには、被災労働者との身分関係、支給対象者が学校又は保育園等に在籍していること及び労災年金の受給権者と生計を同じくしていることについて確認の上審査を行う必要があるため、支給決定までには一定程度の期間を要するところ、例年の実績を鑑み目標値を設定している。
						83.0%	81.5%	82.9%	84.8%			
7	労災保険指定医療機関数(アウトカム) ※令和6年度まで	42,266	平成28年度	前年度 +300件以上	毎年度	目標値 (44,486) 以上	目標値 (44,829) 以上	目標値 (45,132) 以上	目標値 (45,281) 以上		労働者災害補償保険法施行規則第11条に基づき療養の給付を行うことができる労災保険指定医療機関制度を拡大することで、被災労働者が経済的な負担を被ることなく、療養(補償)給付を受けることを可能とすることにより、被災労働者等の援護が図られるため。	着実に労災保険指定医療機関数を増加させることが重要であるため、前年度から300件以上の増加を目標値として設定している。
						44,529	44,832	44,981	44,926			
	労災保険で支給した療養(補償)等給付のうち、労災保険指定医療機関において現物給付として支給された療養(補償)等給付の割合(アウトカム) ※令和7年度から	-	-	98%以上	毎年度					98%	被災労働者の療養生活の援護は、多くの被災労働者が、労災保険指定医療機関において自己負担をすることなく現物給付を受けるための環境整備を行うことによって実現されと考えられる。労災保険指定医療機関において現物給付として支給された療養(補償)等給付の割合により、そのような環境が整備できているかを図ることができると考えられるため。	例年の実績を鑑み、目標値を設定している。
						98%	98%	98%	98%			
(参考指標)						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	選定理由	
8	毎月10日までに受け付けた労災保険指定医療機関からの貸付の請求について、当月末までに支払を行うものの割合(アウトプット)					100%	100%	100%	100%		労災保険の診療費については、労災指定医療機関から都道府県労働局に対して請求し、都道府県労働局において審査の上支払を行っているが、業務上外の認定等に時間を要することにより診療の支払にも時間を要することがあり、患者の本人負担がない労災診療費について指定医療機関の経済的な負担を軽減させるためには、都道府県労働局による支払決定が行われるまでの間、迅速に貸付を行うことが必要であるため。	
9	各都道府県の医療機関に労災指定医療機関が占める割合(アウトプット) ※令和6年度まで						16.3%～ 45.4%	16.4%～ 46.2%	16.4%～ 46.7%		各都道府県の医療機関に労災指定医療機関が占める割合を、参考指標として設定した。	
	各都道府県の労災保険指定医療機関において現物給付として支給された金額割合(アウトプット) ※令和7年度から							98.2%～ 99.4%	集計中 (令和7年11月に完了予定)		各都道府県の労災保険指定医療機関において現物給付として支給された金額割合を、参考指標として設定した。	

達成手段2 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和6年度行政事業レビュー事業番号			
		予算額	予算額							
		執行額	執行額							
(11)	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく介護料支給費 (昭和43年度)	※	※	※	—	※	002463			
		※	※							
(12)	労災就学等援護経費 (昭和45年度)	※	※	※	6	※	002465			
		※	※							
(13)	労災ケアサポート事業経費 (昭和52年度)	※	※	※	—	※	002466			
		※	※							
(14)	休業補償特別援護経費 (昭和57年度)	※	※	※	—	※	002469			
		※	※							
(15)	労災診療被災労働者援護事業補助事業費 (平成元年度)	※	※	※	7	※	002457			
		※	※							
(16)	労災特別介護施設設置費 (平成元年度)	※	※	※	—	※	002467			
		※	※							
(17)	労災特別介護援護事業経費 (平成元年度)	※	※	※	5	※	002468			
		※	※							
(18)	長期家族介護者に対する援護経費 (平成7年度)	※	※	※	—	※	002470			
		※	※							
(19)	過労死等援護事業実施経費 (平成28年度)	※	※	※	—	※	002446			
		※	※							
施策の予算額(千円)		令和5年度			令和6年度		令和7年度		政策評価実施予定 時期	令和7年度
		126,766,142			129,256,232		133,174,474			
施策の執行額(千円)		116,118,643			116,402,270					
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称				年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
		—				—		—		

(※)「達成手段」の事業のうち、行政事業レビューの対象事業(「行政事業レビューシート予算事業ID」欄に記載があるもの)の「予算額」、「執行額」及び「達成手段の概要等」については、「行政事業レビュー見える化サイト」(<https://rssystem.go.jp/top>)の行政事業レビューシートを参照。